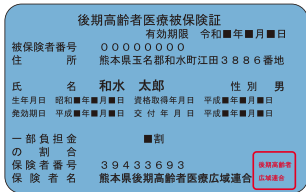


後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

問 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

新しい被保険者証を郵送します

新しい被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お持ちの被保険者証などは、8月1日以降に廃棄をお願いします。



限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

引き続き該当する人には、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）、「限度額適用認定証」（桃色）を、被保険者証と一緒に7月中旬に郵送します。

所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱの人、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を持っていない人は、外来・入院で受診するときに、必要な場合があります。認定証が必要な人は、被保険者証と印鑑を持って役場窓口にお越しください。

低所得者Ⅰ

世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人(年金の所得控除額を80万円と

して計算)

低所得者Ⅱ

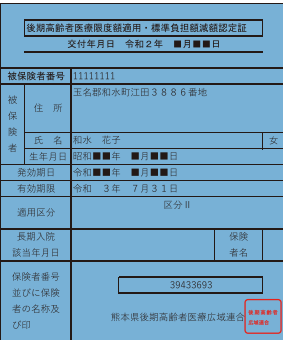
世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)

現役並み所得者Ⅰ

住民税課税所得145万円以上の人

現役並み所得者Ⅱ

住民税課税所得380万円以上の人



歯科口腔健診の受診券

後期高齢者歯科口腔健診の受診券を、毎年5月に郵送していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、7月中旬に郵送することになりました。

8月1日から受診できます。

詳しい内容は、広報なごみ8月号に掲載します。

歯と口の健康のために、毎年1回の歯科口腔健診の受診をお願いします。

詳しくは、お問い合わせください。

問 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111

対象者

(入籍日、または夫婦として生活を始められた日)

○プラチナ婚(結婚70年)

昭和25年1月1日～12月31日

○ダイヤモンド婚(結婚60年)

昭和35年1月1日～12月31日

○金婚(結婚50年)

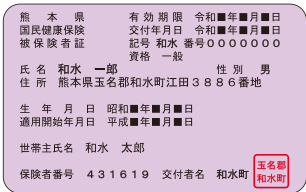
昭和45年1月1日～12月31日

国民健康保険加入者の皆さんへ

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

新しい被保険者証を郵送します

新しい被保険者証を、7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お持ちの被保険者証などは、8月1日以降に廃棄をお願いします。



限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請手続き

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な人は、申請が必要です。8月1日以降、引き続き必要な人も、再度申請が必要です。新しい被保険者証を持って役場窓口にお越しください。

医療費の自己負担割合

70歳未満 3割
70歳以上75歳未満 2割
(ただし、現役並み所得者は3割)

誕生日の翌月から負担割合が変更になります。8月以降に70歳の誕生日を迎える人は、誕生日の属する月(1日生まれの人は前月)に負

担割合を記載した被保険者証を送付します。

国保税の軽減範囲と賦課限度額が変わります

中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正しました。国保税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が緩和されます。

軽減判定基準

(改正前)

5割軽減 基準額33万円+(①×28万円)以下

2割軽減 基準額33万円+(①×51万円)以下

(改正後)

5割軽減 基準額33万円+(①×28.5万円)以下

2割軽減 基準額33万円+(①×52万円)以下

※①は、被保険者数+特定同一世帯所属者数(擬制世帯主を含まない。)

賦課限度額(1世帯の国民健康保険税の上限額)

	(改正前)	(改正後)
医療保険分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円
賦課限度額合計	96万円	99万円

詳しくは、お問い合わせください。

金婚等表彰式の対象者は役場までご連絡ください

今年度の『金婚等表彰式』は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、式典は中止し、該当者に記念品などの贈呈を行うことにしました。

本人の申し出に基づき該当者の把握を行いますので、7月10日(金)までに、担当まで連絡をお願いします。

※ここで得た個人情報、金婚等表彰および広報以外には利用しません。



マスクを
寄付いただきました
5月18日、ホテイヤ(株)ソイール代表取締役社長 渕野靖男さん(久井原)が、新型コロナウイルス感染症発症予防として、不織布マスク(2万枚)を寄付しました。
渕野さんは、「みんなで、この新型コロナウイルス感染症を乗り越えていけたらよいと思います」と思いを述べました。
多大な寄付をいただき、厚くお礼申し上げます。町で備蓄するとともに、マスクが不足している施設へ配布します。